

様式 3

令和 6年 11月 21 日

奈良県知事 山下 真 殿

〒631-0006

法人所在地 奈良市西登美ヶ丘 5 丁目 3 番 8 号

法人名称 医療法人尚学会

(旧医療法人輝峰会堀池医院)

理事長名 長見 周平

(連絡先 TEL 0 7 4 2 - 4 3 - 3 3 5 9)

決 算 届

令和 5 年度 (第 3 1 期 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 6 年 8 月 3 1 日) の決算を終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人尚学会 (旧医療法人輝峰会堀池医院)

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の
☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県奈良市西登美ヶ丘 5 丁目 3 番 8 号 ✓

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 9 月 8 日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 9 月 16 日 ✓

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	長見 周平 ✓	医師、堀池医院管理者
理 事	長見 愛	
理 事	堀池 信雄	医師、前理事長
監 事	岡澤 博司 ✓	
評 議 員		

注) 1. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療
法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載する
こと。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

2. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名 称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病 床数
診療所	医療法人 輝峰会 堀池医院	2910102371	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業 医療法人輝峰会堀池医院	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	
訪問介護事業 介護支援「かがやき」	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	
通所介護事業 医療法人輝峰会堀池医院	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	
介護予防通所介護事業 医療法人輝峰会堀池医院	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	
介護予防訪問介護事業 介護支援「かがやき」	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	
上記事業と一体となつてなされる有償移送行為で一定の事業 介護支援「かがやき」	奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 10月26日 令和4年度決算の決定
 令和6年 3月25日 事業譲渡承認の件、役員改選の件
 令和6年 4月24日 社員入社承認の件、退職慰労金贈呈の件
 令和6年 7月29日 定款の一部変更承認の件
 令和6年 8月14日 理事1名選任の件

様式 2

法人名医療法人尚学会（旧医療法人輝峰会堀池医院）

※医療法人整理番号

所在地奈良県奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号

財 産 目 録
(令和 6年 8月31日現在)

1. 資 産 額	98,753 千円
2. 負 債 額	93,884 千円
3. 純 資 産 額	4,869 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,415 ✓
B 固 定 資 産	79,338 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	98,753 ✓
D 負 債 合 計	93,884 ✓
E 純 資 産 (C - D)	4,869 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人尚学会 (旧医療法人輝峰会堀池医院)

※医療法人整理番号

所在地 奈良県奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号

貸借対照表
(令和 6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	19,415	I 流 動 負 債	45,964
II 固 定 資 産	79,338	II 固 定 負 債	47,920
1 有 形 固 定 資 産	69,268	負 債 合 計	93,884
2 無 形 固 定 資 産	160	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	9,910	科 目	金 額
		I 資 本 金	20,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	△ 15,131
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	4,869
資 産 合 計	98,753	負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,753

様式 4 - 2

法人名 医療法人尚学会（旧医療法人輝峰会堀池医院）

※医療法人整理番号

所在地 奈良県奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	79,605
2 事業費用	88,518
本来業務事業損失	△ 8,913
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	13,677
2 事業費用	11,806
附帯業務事業利益	1,871
事業損失	△ 7,042
II 事業外収益	1,501
III 事業外費用	309
経常損失	△ 5,850
IV 特別利益	0
V 特別損失	4,201
税引前当期純損失	△ 10,051
法人税等	182
当期純損失	△ 10,233

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人尚学会

所在地 奈良県奈良市西登美ヶ丘5丁目3番8号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	長見周平	医師	当法人理事長			短期借入金	40,000
役員	堀池信雄	医師	当法人前理事長	診療所敷地取得 (注) 1	26,803	土地	26,803

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 土地取引価額は近隣公示地価を参考に算出し、令和6年4月1日の理事会で承認を得ている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人尚学会（旧医療法人輝峰会堀池医院）

理事長 長見 周平 殿

私（注1）は、医療法人尚学会の令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月23日

医療法人尚学会

監事 岡澤 博司

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。